

健康診断受診促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、労働安全衛生法に定める健康診断を受診した場合、受診費用の一部を助成することとし、トラック運送事業における健康に起因する事故を未然に防止するため、事業者の受診率の向上を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、平成28年3月1日から平成29年2月末日までに、指定医療機関で受診した千葉県内の営業所に1年以上勤務する、運転に従事する従業員とする。

(指定医療機関)

第4条 指定医療機関は、別表に定める千葉県内の医療機関とする。

2. 別表に定めた指定医療機関以外は、条件等を確認した後、別途指定医療機関とすることができる。

(助成金額及び助成上限人数)

第5条 助成金額は、1名当たり2,000円とし、助成上限人数は一事業者当たり、被牽引車を除く会費請求台数までとする。

但し、一事業者当りの上限を100名とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「平成28年度健康診断受診促進助成実績報告書」により、平成28年12月末日までに助成金の交付申請を行うものとする。

但し、当該年度の予算に達しなかった場合、予算の範囲内で延長し、平成29年3月3日を最終期限とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成25年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年 4月 1日より実施する。

【別表】申請日別助成金交付日

申請日	交付日
4月～ 9月	当該年度 11月末
10月～12月	当該年度 2月末
1月	当該年度 3月末
2月～ 3月	翌年度 5月末